



2026年5月22日

各位

会社名 NANOホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 松村 淳
(コード番号：4571)
問合せ先 取締役 CFO 松尾 隆
(TEL 03-6432-0020)

取締役の報酬額改定および譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、2026年5月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（以下「役員」といいます。）の報酬額の改定、および譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定および取締役の報酬額の改定に関する議案を2026年6月30日開催予定の第30回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額改定の件

I. 報酬額改定の理由

当社の取締役の報酬額は、2023年6月29日開催の第27回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内）とご承認いただき現在に至っておりますが、当社の投資事業進出による事業規模の拡大及び経営環境の変化に伴い、取締役の役割および責任が従来以上に増大していること、ならびに今後の優秀な人材の確保および企業価値向上を目的として、取締役の報酬額を改定いたしたいと存じます。

新たな報酬額については、これまでの取締役の報酬額及び当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案した上で相当と考えられる金額として、年額500百万円以内（うち、社外取締役分年額100百万円以内）とさせていただきます。なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち、社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役の員数は、本定時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち、社外取締役2名）となります。

II. 報酬額改定の内容

現行の報酬額：年額200百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内）

改定後の報酬額：年額500百万円以内（うち、社外取締役は年額100百万円以内）

（注）使用人分給与は含まないものといたします。

2. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

I. 改定の理由

2025年6月27日開催の第29回定時株主総会において、取締役の報酬等の額（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の総額は、年額300百万円以内（うち、社外取締役100百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年300万株以内（うち、社外取締役年100万株以内。))として株主の皆様のご承認をいただいております。

(以下「当初決議」という。)

今般、2021年3月1日施行の会社法改正に基づき、譲渡制限付株式の付与の際の柔軟な運用を可能とすることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)において取締役(社外取締役を含む)の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法(以下「無償交付方式」という。)を用いることを可能とすべく変更するものであります。また、対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇並びに企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数(上限)及び総額(上限)を変更するものであります。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、本議案は上記改定の目的に照らし、相当であるものと判断しております。現在の対象取締役は8名(うち、社外取締役2名)でございますが、本定時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は8名(うち、社外取締役2名)となります。

II. 改定の概要

本制度は、当社の取締役(社外取締役を含む)に対し、①無償交付方式、または、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行若しくは処分を受ける方法(以下「現物出資方式」という。)のいずれかの方法により、当社の譲渡制限付株式である普通株式を割り当てるものといたします。

また、当初決議において、本制度に基づき、取締役(社外取締役を含む)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数(上限)を「年300万株以内(うち、社外取締役100万株以内)」とご承認いただいておりますが、その総数(上限)を「年500万株以内(うち、社外取締役100万株以内)」に、また現物出資方式の場合の金銭報酬債権の総額(上限)を、「年額300百万円以内(うち、社外取締役100百万円以内)」から「年額1,000百万円以内(うち、社外取締役200百万円以内)」と改定いたします。

なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬等の額は、1株につき譲渡制限付株式の付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株当たりの払込金額は、譲渡制限付株式の付与に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利とされない範囲で取締役会において決定いたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するものとします。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

改定点	当初決議	変更案
割当てを受ける方法	現物出資方式	無償交付方式または現物出資方式
譲渡制限付株式の総数(上限)及び現物出資方式の場合の金銭報酬債権の総額(上限)	年300万株(うち、社外取締役100万株)及び年額300百万円(うち、社外取締役100百万円)	年500万株(うち、社外取締役100万株)及び年額1,000百万円(うち、社外取締役200百万円)

上記による当社の普通株式の発行に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（3年以上の期間とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、各対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと等を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程の定めに従い合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

各対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上